

# 青森県報

第千四十号

令和八年  
三月十三日  
(金曜日)

青森県告示第百二十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和八年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

## 目次

### 告 示

- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……一
  - 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
  - 道路の供用の開始……………(同) ……二
  - 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……三
  - 液化石油ガス販売事業者の認定……………(消防保安課) ……三
- 公 告
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(財産管理課) ……三
  - 右 同……………(同) ……四
  - 森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項……………(林政課) ……四
- 教育委員会
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学校教育課) ……五

## 告 示

## 示

図面 番号
道路 種類
路線名
変 更 の 区 間

変更の 前後別
敷地の幅員
敷地の延長
備考

- 一 解除予定保安林の所在場所  
西目屋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 保安林を解除しようとする理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年四月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

3	県道	泊陸奥横浜 停車場線	上北郡横浜町字林ノ脇七九の四六から 上北郡横浜町字林ノ脇七九の一五まで	後	前	上北郡横浜町字太郎須田二の一から 上北郡横浜町字豊栄平二五まで	令和八・三・二四
				一九三・四九メートル	一九三・四九メートル		
2	国道	二七九号	むつ市大字奥内字大室平一〇の三九から むつ市大字奥内字大室平一〇の三九まで	後	前	むつ市大字奥内字大室平一〇の三九から むつ市大字奥内字大室平一〇の三九まで	〃
				二二〇・〇〇メートル	二二〇・〇〇メートル		
1	国道	二七九号	上北郡横浜町字林ノ脇七九の七七から 上北郡横浜町字吹越五四の四四まで	後	前	上北郡横浜町字林ノ脇七九の七七から 上北郡横浜町字吹越五四の四四まで	〃
				七、七五五・二二メートル	七、七五五・二二メートル		

青森県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年四月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始日
-----	---------	-------

国道二七九号	上北郡横浜町字太郎須田二の一から 上北郡横浜町字豊栄平二五まで	令和八・三・二四
国道二七九号	むつ市大字奥内字大室平一〇の三九から むつ市大字奥内字大室平一〇の三九まで	〃
国道二七九号	むつ市大字田名部字斗南岡三二の四三九から むつ市大字奥内字大室平一〇の三九まで	〃
県道弘前鱒ヶ沢線	弘前市大字十面沢字沢田七三の一から 弘前市大字十面沢字沢田四四の一まで	八・三・二五
県道泊陸奥横浜停車場線	上北郡横浜町字太郎須田三五の四六から 上北郡横浜町字林ノ脇七九の一五まで	八・三・二四

青森県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、十和田都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和八年三月五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 施行者の名称

十和田市

二 都市計画事業の種類

十和田都市計画下水道事業（十和田市公共下水道事業）

三 事業施行期間

昭和四十八年十月二十九日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（令和三年三月十日青森県告示第百七十号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（令和三年三月十日青森県告示第百七十号）の事業地に変更なし。

業地に変更なし。

青森県告示第百三十号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。

令和八年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名又は名称	株式会社ゆめグリ	代表者の氏名	千葉 勝雄	住 所	上北郡六戸町大字大落瀬字後田一九の二〇	認定年月日	令和八・三・五
--------	----------	--------	-------	-----	---------------------	-------	---------

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量

青森県庁舎で使用する電気の供給

契約電力 千八百キロワット

予定使用電力量 六百八十九キロワット時

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県財務部財産管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年二月二十日

五 落札者の名称及び住所

サミットエナジー株式会社

東京都千代田区内神田二丁目3の4

六 落札金額

一 億三千三百三十八万二千六百六十三円

七 落札者を決定した手続

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年一月七日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量

青森県弘前合同庁舎ほか四施設で使用する電気の供給

契約電力 合計六百六十七キロワット

予定使用電力量 合計百四十四万四千七百キロワット時

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県財務部財産管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年二月二十日

五 落札者の名称及び住所

株式会社V-Power

東京都港区港南二丁目十の九

六 落札金額

三千百七十五万二千四百十一円

七 落札者を決定した手続

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年一月九日

森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。

令和八年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 区域及び期間

(一) 区域

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、青森県西北農林水産事務所及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間

令和八年四月十五日から令和九年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及び剥皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するために必要があるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、青森県西北農林水産事務所長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、青森県西北農林水産事務所長を経由して青森県知事に提出するものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に掲げる期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 青森県知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

## 教 育 委 員 会

### 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第337号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年三月十三日

青森県教育委員会教育長 風 張 知 子

一 特定役務の名称及び数量

青森県立学校統合型校務支援システム運用・保守業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校教育課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和八年二月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

千三百四十五万九千三百八十円

(本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和八年三月一日から令和十三年二月二十八日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、一月相当分である。)

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付二十一円七十銭